

高知市上下水道局鉛製給水管取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、平成15年4月1日から施行された「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」(平成14年厚生労働省令第43号)に伴い、水道水への鉛溶出が懸念される鉛製給水管の布設替えを促進し、安全な水の安定供給を図ることを目的とする。

(適用基準)

第2条 適用を受ける給水装置工事は、次の各号に掲げる基準をすべて満たしていなければならない。

- (1) 既存給水装置のうち、配水管から分岐して水道メーターまでの間(布設替え対象区間)に鉛製給水管が使用されていること。
- (2) 当該給水装置工事申請書と同時に「給水管布設替申請書」により申込みがされていること。
- (3) 布設替えする給水管の口径は、原則として既存給水管の口径と同口径であること。
- (4) 権利口径の放棄を伴う布設替えの場合は、権利放棄後の口径であること。
- (5) 布設替えする給水管の位置は、原則、既存管と同じ位置とし、既存の鉛製給水管はその際に同時撤去されるものであること。
- (6) 土地の使用承諾等第三者の承認が必要な場合は、工事申込者の責任で行われるものであること。
- (7) その他上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が、特に必要と認めたこと。

(費用負担)

第3条 布設替えの工事費用は、高知市給水条例(昭和48年条例第16号)第5条の規定に基づき、管理者の負担とする。ただし、負担は管理者の当該年度予算の範囲内とする。

2 増径する場合の工事費用は、既存口径分の費用は管理者が負担し、材料及び、布設費の差額は施主の負担とする。

(委任)

第4条 この基準に定めのないものについては、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 鉛製給水管布設替取扱の運用（平成14年6月1日）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。